

高梁地域合併協議会の調整内容

協議事項	(24)-20 商工観光関係事業の取扱い	関係項目
調整の内容	<p>(1) 商工業の振興については、現行制度を新市に引継ぎ、新市において雇用対策の面からも積極的に推進する。</p> <p>(2) 商工観光団体への助成は、現行のまま新市に引継ぎ、新市において調整する。</p> <p>(3) 商工関係融資制度は、現行のまま新市に引継ぎ、新市において統一する。</p> <p>(4) 企業誘致については、新市において制度を調整し、積極的に推進する。</p> <p>(5) 観光事業については、新市において観光資源の有効活用を促進し、広域的、滞在型観光による振興を図る。</p> <p>(6) 観光施設等については、現状のまま新市に引継ぎ、新市において効率的な管理運営を推進する。</p>	

1. 各市町の現況

区分	現況					調整の具体的な内容
	高梁市	有漢町	成羽町	川上町	備中町	
(1) 商工振興 商工会等への助成 (平成14年度)	高梁商工会議所 運営補助金：5,500千円	有漢町商工会 運営補助金：2,700千円	成羽町商工会 運営補助金：4,818千円	川上町商工会 運営補助金：2,000千円	備中町商工会 運営補助金：4,897千円	現行のまま新市に引継ぎ、新市において調整を行う。
商工振興対策補助	<ul style="list-style-type: none"> 高梁市商店街共同施設費補助金 共同施設の整備に対する助成 補助率：事業費の30%以内 高梁市観光・商工業活性化事業補助金 地域の特性を活かした事業、ユニークで効果的な事業に対する助成 補助率：事業費の1/2以内 臨時ローカルウエディング奨励特別事業補助金 市内で結婚式、披露宴を行うカップルに対し奨励金を交付（市内在住が条件） 補助率：20万円以内 平成16年度で終了 	<ul style="list-style-type: none"> 有漢町商工団体等振興運営助成金 商工団体等の振興を図るため、町長が適当と認める団体組織等に対し、予算の範囲内で助成金を交付 	<ul style="list-style-type: none"> ポイントカードシステム推進及び運営経費の補助 平成15年度交付額：5万円 	<ul style="list-style-type: none"> 川上町商業振興対策事業補助金 コミュニティ共同啓発事業 地域商業計画策定事業 実施計画書策定事業 消費者対策事業 販売促進事業 補助率：町長の定める額 川上町商工業振興対策事業 商業振興のために必要な共同利用施設の整備に対する助成 補助率：事業費の1/2以内 	無し	

区分	現 況					調整の具体的な内容
	高梁市	有漢町	成羽町	川上町	備中町	
資金融資制度 (資金使途) (貸付限度額) (融資利率) (信用保証料) (利子補給先)	・高梁市中小企業振興資金 証融資制度 設備・運転資金 7,000千円 1.9%/年 1.0%/年 金融機関	・有漢町小口資金融資制度 設備・運転資金 5,000千円 3.0%/年以内 0.7%/年 金融機関	・成羽町中小企業振興資金 融資制度 設備・運転資金 3,000千円 融資時のブライムレト/年以内 0.7%/年 金融機関	無し	・備中町小口資金融資制度 設備・運転資金 5,000千円 3.0%/年以内 0.7%/年 金融機関	現行のまま新市に引継ぎ、高梁市の例により統一する。
利子補給制度 (資金使途) (貸付限度額) (利子補給率) (利子補給期間)	無し	・有漢町中小企業設備資金 設備資金 10,000千円 1.0%/年以内 3年以内	・成羽町中小企業設備近代化融資 設備資金 10,000千円 3.0%/年 3年以内	無し	・備中町商工業活性化資金 設備・運転資金 10,000千円 2.0%/年 5年以内	現行のまま新市に引継ぎ、新市において統一した制度を制定する。ただし、制度制定時までに貸付決定されたものについては、経過措置を適用する。
(資金使途) (貸付限度額) (利子補給率) (利子補給期間)	無し	無し	・小企業経営改善融資 設備資金 10,000千円 2.0%/年 3年以内	無し	無し	
(2)労働者対策 労働者組織への助成	高梁平和・人権・環境労組 会議 平成14年度活動助成 4,104千円	無し	無し	無し	無し	現行のまま新市に引継ぐ。
勤労者資金融資 (預託先) (預託金額)	岡山県労働金庫新見支店 30,000千円	岡山県労働金庫新見支店 1,500千円	岡山県労働金庫新見支店 3,000千円	岡山県労働金庫新見支店 1,500千円	岡山県労働金庫新見支店 2,500千円	新市において調整する。
労働者福利厚生 施設の維持管理 (主な施設を掲載)	高梁市労働会館 高梁市働く婦人の家 落合勤労福祉会館	無し	無し	無し	無し	現行のまま新市に引継ぐ。

区分	現況					調整の具体的な内容
	高梁市	有漢町	成羽町	川上町	備中町	
(4) 観光振興 観光協会への助成 (平成14年度)	(社)高梁市観光協会 運営補助金：13,300千円	有漢町観光協会 運営補助金：200千円	成羽町観光協会 運営補助金：1,888千円	川上町観光協会 運営補助金：2,000千円	無し	現行のまま新市に引継ぎ、新市において調整する。
地域活性化支援 事業 (平成14年度事業費 1,000千円以上)	備中たかはし松山踊り 4,000千円 たかはし城下町桜祭り 1,400千円	納涼ふるさと祭り 1,000千円 風ぐるまフェスティバル 13,500千円	成羽愛宕大花火 9,564千円		夏まつりin西山高原 3,500千円	
観光施設等の維持管理 (主な施設を掲載)	高梁市武家屋敷館 高梁市商家資料館 高梁市観光駐車場 備中宇治の山里リゾート施設 高梁市サイクリングターミナル 朝霧温泉ゆ・ら・ら 高梁国際ホテル	有漢町うかん常山公園 有漢町ふれあい漢江屋敷 保月の塔 権現山展望台 大平山展望台	吹屋ふるさと村 神楽公園 観音滝川広場	川上町名勝磐窟谷公園 川上町フルーツフラワーパーク 全国川上水と緑のふるさとプラザ マンガ絵ぶた公園 川上町原滝山トライアル場	備中町用瀬嶽フリー クライミング広場施設 井川くつろぎ屋敷物部邸	現状のまま新市に引継ぎ、新市において管理運営等の調整を行う。
			ラ・フォーレ吹屋 ばんやんカントリーハウス			現状のまま新市に引継ぐ。
(5) 附属機関	高梁市商工業振興対策委員会	無し	成羽町企業誘致推進委員会 成羽町工業導入審議会	無し	企業誘致諮問委員会	現状のまま新市に引継ぎ、新市において再編する。(商業、工業、観光の3部門別に設置)

2. 商工観光関係事業の取扱いに関する法令（抜粋）

【商工会議所法】

（目的）

第6条 商工会議所は、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的とする。

（地区）

第8条 商工会議所の地区は、市(都の区のある地域においては、そのすべての区をあわせたもの。以下同じ。)の区域とする。但し、商工業の状況により必要があるときは、町の区域又は隣接する市と市町村若しくは隣接する町と町村をあわせたものの区域とすることができる。

2 前項但書の区域のうち、町の区域又は町と町村をあわせた区域は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第8条第1項第1号から第3号までに掲げる要件を備えたものでなければならない。但し、商工業の状況により、特に必要があるときは、この限りでない。

3 商工会議所の地区は、他の商工会議所の地区又は商工会の地区と重複するものがあつてはならない。

（市町村の廃置分合に伴う地区の特例）

第8条の2 商工会議所の設立後にその地区たる市町村について廃置分合があつた場合において、その商工会議所の地区を廃置分合後の市町村の区域とするための定款の変更をし、又はその商工会議所が解散するまでの間は、前条第1項の規定にかかわらず、その商工会議所の地区は、廃置分合前の市町村の区域とする。

（事業の種類）

第9条 商工会議所は、その目的を達成するため、左に掲げる事業の全部又は一部を行うものとする。

- 1 商工会議所としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること。
- 2 行政庁等の諮問に応じて、答申すること。
- 3 商工業に関する調査研究を行うこと。
- 4 商工業に関する情報又は資料の収集又は刊行を行うこと。
- 5 商品の品質又は数量、商工業者の事業の内容その他商工業に係る事項に関する証明、鑑定又は検査を行うこと。
- 6 輸出品の原産地証明を行うこと。
- 7 商工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用すること。
- 8 商工業に関する講演会又は講習会を開催すること。
- 9 商工業に関する技術又は技能の普及又は検定を行うこと。
- 10 博覧会、見本市等を開催し、又はこれらの開催のあ、つ、旋を行うこと。
- 11 商事取引に関する仲介又はあ、つ、旋を行うこと。
- 12 商事取引の紛争に関するあ、つ、旋、調停又は仲裁を行うこと。
- 13 商工業に関して、相談に応じ、又は指導を行うこと。
- 14 商工業に関して、商工業者の信用調査を行うこと。
- 15 商工業に関して、観光事業の改善発達を図ること。
- 16 社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと。
- 17 行政庁から委託を受けた事務を行うこと。
- 18 前各号に掲げるものの外、商工会議所の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

【商工会法】

(目的)

第3条 商工会は、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資することを目的とする。

(地区)

第7条 商工会の地区は、1の町村の区域とする。ただし、商工業の状況により必要があるときは、1の市又は隣接する2以上の市町村の区域とすることができる。

2 商工会の地区は、他の商工会の地区又は商工会議所の地区と重複するものであつてはならない。

(市町村の廃置分合に伴う地区の特例)

第8条 商工会の設立後にその地区たる市町村について廃置分合があつた場合において、その商工会(その商工会が廃置分合後の市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とし、その地区が隣接する他の商工会と合併した場合(以下この条において「隣接商工会との合併の場合」という。)にあつては、当該合併後存続する商工会又は当該合併によつて成立した商工会。以下この条において同じ。)の地区を廃置分合後の市町村の区域とするための定款の変更をし、又はその商工会が解散するまでの間は、前条第1項の規定にかかわらず、その商工会の地区は、廃置分合前の市町村の区域(隣接商工会との合併の場合にあつては、当該合併前の各商工会の地区のすべてを合わせた区域)とする。

(事業の範囲)

第11条 商工会は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる事業の全部又は一部を行うものとする。

- 1 商工業に関し、相談に応じ、又は指導を行うこと。
- 2 商工業に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 3 商工業に関する調査研究を行うこと。
- 4 商工業に関する講習会又は講演会を開催すること。
- 5 展示会、共進会等を開催し、又はこれらの開催のあつせんを行うこと。
- 6 商工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用すること。
- 7 商工会としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること。
- 8 行政庁等の諮問に応じて、答申すること。
- 9 社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと。
- 10 前各号に掲げるもののほか、商工業者の委託を受けて当該商工業者が行うべき事務(その従業員のための事務を含む。)を処理し、その他商工会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

3. 先進事例

合併協議中

法定協議会名	構成市町村数	合併後の規模	合併目標時期	事例の内容
邑久郡合併協議会	岡山県 3町	125.51 k m ² 39,403 人	平成 16 年 3 月末日 までの早い日	<ul style="list-style-type: none"> ・商工業振興小口融資制度、中小企業資金利子補給制度、商工団体への助成は、新市において要綱を制定し、商工業の振興に努める。 ・企業誘致は、企業立地に係る奨励金交付条例を新市において制定し、誘致に努める。 ・観光振興事業は、新市において観光振興計画を策定し、事業を実施する。 ・イベント助成事業、観光団体への助成、観光施設維持管理は、当面は現行のとおりとし、新市において調整する。
庄原市・比婆郡 4 町・ 総領町合併協議会	広島県 1 市 5 町	941.68 k m ² 35,348 人	平成 16 年 11 月 1 日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 商工関係事業 <ul style="list-style-type: none"> ・商工会議所・商工会への助成は、現行を尊重しつつ、新市において内容・金額等を調整する。 ・企業誘致及び中小企業振興対策事業助成は、庄原市の例を基本として実施する。 2. 観光関係事業 <ul style="list-style-type: none"> ・観光振興事業は、当面、現行のとおりとし、新市において広域的観光振興事業を積極的に実施する。 ・観光協会への助成は、新市において内容・金額等を調整する。

合併市町村

市町村名	旧構成市町村数	新市町村の規模	合併年月日	事例の内容
東かがわ市	香川県 4 町	153.20 k m ² 37,760 人	平成 15 年 4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・融資については、引田町の例により、新町において調整する。 ・企業誘致については、新町において速やかに調整する。
さぬき市	香川県 5 町	158.81 k m ² 57,772 人	平成 14 年 4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業融資事業については、新市において新たな中小企業融資条例を定め、中小企業融資審査委員会を設置する。 ・預託金については、新市において預託金を設ける。 ・商工業振興審議会については、新市において新たな商工業振興審議会を設置する。 ・資金融資事業については、新市において新たな資金融資制度を設ける。 ・温泉・保養施設については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
篠山市	兵庫県 4 町	377.61 k m ² 46,325 人	平成 11 年 4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会の統合については、それぞれの事情を尊重し調整に努める。補助金については現行制度を尊重し調整するものとする。 ・商店街や商工業者にかかる助成制度については、篠山町の例による。 ・地元企業就職奨励金については、現行のとおりとする。 ・地域振興にかかる助成や貸付制度については、篠山町の例による。

高梁地域合併協議会の調整内容

協議事項	(24)-22 建設関係事業の取扱い	関係項目
調整の内容	(1)国県道は新市の基幹道として積極的な整備を要請する。 (2)市町道については、現状のまま新市に引継ぐ。 (3)道路計画については、既存計画を新市に引継ぎ調整のうえ、広域的な計画を策定する。 (4)市道認定基準については、新市において新たな基準を作成する。 (5)道路橋梁管理については、新市において実情に応じて基準を定め、地域と連携し積極的に対応する。 (6)河川管理については、現行のまま新市に引継ぎ、新市において適切な管理を行う。	

1. 各市町の現況

区分	現況						調整の具体的な内容
	高梁市	有漢町	成羽町	川上町	備中町	1市4町計	
(1)国道							国道、主要地方道については、全線二車線化及び自歩道整備を要請する。 特に、阿部地区の渋滞緩和対策を要請する。
路線数	3	1	1	1	0	3	
実延長	45.3 km	2.0 km	5.8 km	11.0 km	---	64.1 km	
改良率	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %	---	100.0 %	
(2)主要地方道							改良率は、旧規格による改良済を含む
路線数	4	1	3	3	1	8	
実延長	25.0 km	9.7 km	19.1 km	17.0 km	10.0 km	80.8 km	
改良率	59.7 %	79.8 %	79.7 %	99.1 %	98.6 %	79.9 %	
(3)一般県道							一般県道については、危険箇所、交通難所の早期解消を要請する。
路線数	11	4	4	5	8	27	
実延長	75.7 km	17.0 km	20.1 km	30.2 km	69.8 km	212.8	
改良率	43.0 %	57.9 %	43.8 %	31.5 %	46.0 %	43.6 %	
(4)幹線市町道							現状のまま新市に引継ぎ、計画的に整備を進める。
路線数	58	9	17	19	20	123	
実延長	146.2 km	18.3	44.3 km	45.0 km	52.1 km	305.9 km	
改良率	39.1 %	82.4 %	75.9 %	38.6 %	59.0 %	50.3 %	
舗装率	96.3 %	100.0 %	99.2 %	92.3 %	90.7 %	95.4 %	
(5)その他市町道							
路線数	1,053	144	207	102	142	1,648	
実延長	619.7 km	82.1 km	129.0 km	105.3 km	125.2 km	1,061.3 km	
改良率	11.6 %	40.3 %	18.7 %	18.1 %	23.6 %	16.7 %	
舗装率	63.8 %	99.9 %	78.9 %	82.4 %	68.9 %	70.9 %	

区分	現 況					調整の具体的な内容
	高梁市	有漢町	成羽町	川上町	備中町	
(6)計画 道路計画	高梁市総合計画	有漢町振興計画	成羽町振興計画	新川上建設計画	備中町振興計画	新市に引継ぎ調整のうえ、広域的な計画を策定する。
(7)市町道整備 認定基準	<ul style="list-style-type: none"> 公共性が強く、日常生活上重要な役割を果たす道路 幅員2.5m以上	<ul style="list-style-type: none"> 網を完結し自動車交通可能な道路 幅員2.5m以上	<ul style="list-style-type: none"> 現に一般交通に供され公共性の高い道路 路線の一端が道路法の道路に接続 幅員4.0m以上 (特認2.5m以上)	<ul style="list-style-type: none"> 集落と集落を連絡する道路 集落と公共的施設、生産施設、観光地を連絡する道路 公共的施設、生産施設、観光地を連絡する道路 集落、公共的施設、生産施設、観光地と密接な関係にある国道、県道、一級町道を連絡する道路 	<ul style="list-style-type: none"> 備中町の区域内に存する道路 	<p>新市において新たな基準を作成する。 新規認定路線から適用する。 基準を満たさない既認定路線については、新市において検討する。</p>
受益者負担	無し	無し	無し	新設・改良・舗装 2.0% (1級町道を除く)	無し	受益者負担は廃止する。
(8)用地取得						
用地買収	買収	買収	買収	買収	買収	新市において委員会で調整する。
補助	買収	買収	買収	買収	買収	
起債	買収(1/2単価)	買収	買収	買収	買収	
単独	買収	買収	買収	買収	買収	
現道敷	寄付	寄付	寄付	寄付	寄付	
物件補償						
補助	有償	有償	有償	有償	有償	
起債	有償	有償	有償	有償	有償	
単独	無償	有償	有償	有償	有償	

区分	現 況					調整の具体的な内容
	高梁市	有漢町	成羽町	川上町	備中町	
附属機関	高梁市財産管理委員会	無し	成羽町用地補償評価委員会	無し	備中町用地等補償評価委員会	新市において新たに設置する。
(9)道路占用 占用料	高梁市占用料徴収条例	徴収しない	成羽町占用料徴収条例	徴収しない	徴収しない	高梁市の例により調整し、平成17年度から施行する。
(10)維持管理 草刈助成	無し	行政区へ委託 延長×12円/m + 道路面積×25円/m ²	行政区へ報償金支払 基本額7,000円 + 1km超延長×4.3円/m	行政区へ報償金支払 左右延長×10円/m	現物支給	新市において統一する。 方式は、集落委託と業者委託を併用する。
凍結防止剤	市役所、各市民センターへ備蓄 職員で各市民センターへ配布	役場へ備蓄 賃金で要所へ配布	役場、各公民館へ備蓄 業者委託で各公民館及び要所へ配布	役場へ備蓄 職員で要所へ配布	役場、農協へ備蓄 職員で要所へ配布	業者委託を基本とし、緊急時には直営で対応する。
除雪	幹線道のみ積雪10cm以上を目安に業者委託	幹線道のみ積雪20cm以上を目安に業者委託	幹線道のみ積雪20cm以上を目安に業者委託	必要に応じて対応	積雪20cm以上を目安に業者委託	必要に応じて対応する。
原材料支給	町内会へ予算の範囲内で原材料支給	行政区へ予算の範囲内で原材料支給 ・農道は砕石のみ	予算の範囲内で原材料支給	予算の範囲内で原材料支給 ・町道、1級農林道を除き受益者負担20%	予算の範囲内で原材料支給	新市において支給基準を定める。 受益者負担は廃止する。
生活道舗装	無し	幅員2m以上 補助率90%以内	幅員2m、面積50m ² 以上 補助率40% 300m ² 超は補助率100%	生コ、Iラスト現物支給 支給率80%	50m ² 未満 - (5/10) 50~250m ² 7/10 (10/10) 250m ² 以上 10/10 (10/10) ()は老人世帯	新市において補助基準を統一する。

2. 建設事業の取扱いに関する法令（抜粋）

【道路法】

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

- 2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。
- 3 市町村長は、特に必要があると認める場合においては、当該市町村の区域をこえて、市町村道の路線を認定することができる。この場合においては、当該市町村長は、関係市町村長の承諾を得なければならない。
- 4 前項後段の場合においては、関係市町村長は、当該市町村の議会の議決を経なければ承諾をすることができない。
- 5 前項の承諾があつた場合においては、地方自治法第244条の3第1項の規定の適用については、同項に規定する協議が成立したものとみなす。

（路線の認定の公示）

第9条 都道府県知事又は市町村長は、第7条又は前条の規定により路線を認定した場合においては、その路線名、起点、終点、重要な経過地その他必要な事項を、国土交通省令で定めるところにより、公示しなければならない。

（路線の廃止又は変更）

- 第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。
- 2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代るべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代え、路線を変更することができる。
 - 3 前二項の規定により路線を廃止し、又は変更しようとする場合の手続は、路線の認定の手続に準じて行わなければならない。

（市町村道の管理）

第16条 市町村道の管理は、その路線の存する市町村が行う。

- 2 第8条第3項の規定により市町村長が当該市町村の区域をこえて市町村道の路線を認定した場合においては、その道路の管理は、当該路線を認定した市町村長の統轄する市町村が行う。但し、当該路線が他の市町村の市町村道の路線と重複する場合においては、その重複する部分の道路の管理の方法については、関係市町村長がそれぞれ議会の議決を経て協議しなければならない。

（占用料の徴収）

第39条 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業で政令で定めるもの及び地方公共団体の行う事業で地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。

- 2 前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例(指定区間内の国道にあつては、政令)で定める。但し、条例で定める場合においては、第35条に規定する事業及び全国にわたる事業で政令で定めるものに係るものについては、政令で定める基準の範囲をこえてはならない。

3. 先進事例

合併協議中

法定協議会名	構成市町村数	合併後の規模	合併目標時期	事例の内容
邑久郡合併協議会	岡山県 3町	125.51 k m ² 39,403 人	平成 16 年 3 月末日 までの早い日	<ul style="list-style-type: none"> ・入札関係事務については合併時に統一した規則及び実施要領を制定し、実施する ・調整方針町管理施設占用料については、合併時に統一した条例、規則を制定し、徴収する ・土木関係事業については、事業効果、受益者負担の公平性等を考慮し、合併時に基準を制定し、実施する。
庄原市・比婆郡 4 町・ 総領町合併協議会	広島県 1 市 5 町	941.68 k m ² 35,348 人	平成 16 年 11 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・市道・町道は、現行のとおり新市に引き継ぎ、新たな認定基準については、新市において統一する。 ・道路の新設・改良工事にかかる用地買収については、合併時までに調整する。 ・道路の占用料等は、道路法に準じて統一する。なお、減免基準については、庄原市、西城町の例を基本とする。 ・市道・町道の草刈り事業は、地域の協力を含めた実施方法等を合併時までに調整し、新市において実施する。 ・除雪事業は、当面、現行のとおりとし、新市において調整する。 ・生活道支援事業は、新市において新たな制度を検討する。

合併市町村

市町村名	旧構成市町村数	新市町村の規模	合併年月日	事例の内容
南アルプス市	山梨県 4 町 2 村	264.06 k m ² 70,116 人	平成 15 年 4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・道路・河川・公園等の一体的整備の取扱いについては、次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 継続中の事業については、現状のまま新市に引き継ぐ。 (2) 各事業の整備計画等については、各町村の基本理念に基づき、新市の総合計画等の中で調整する。また、事業の執行に当たっては、整備率など地域バランスに考慮した整備を図る。 (3) 公園の整備・管理については、新市において所轄部署の一元化を図る。 ・建設・建築事業の取扱いについては、次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 道路、水路、継続中の事業等については、現状のまま新市に引き継ぐ。 (2) 河川清掃等の報償金、助成金については、現状のまま新市に引き継ぎ、各地域の実情を踏まえる中で基準の見直しを検討する。 (3) 水防計画については、各町村の現行水防計画や各地域の実情を踏まえる中で、新市としての水防計画を策定する

市町村名	旧構成市町村数	新市町村の規模	合併年月日	事例の内容
さぬき市	香川県 5町	158.81 k m ² 57,772 人	平成 14 年 4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・町道、港湾関係については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、路線区分については新市で調整するものとする。 ・町道・橋梁・港湾工事に係る費用については、全額新市の負担とする。 ・建設関係事業については、新市の建設計画に基づき計画的に実施し、継続事業は引き続き実施する。 ・道路占用料及び路面復旧費については、香川県に準じるものとするが、橋梁維持管理使用条例は廃止する。
篠山市	兵庫県 4町	377.61 k m ² 46,325 人	平成 11 年 4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・町道については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 ・町道・橋梁工事にかかる受益者の費用負担については、篠山町及び丹南町の例による。 ・建設関係事業については、新町建設計画等に基づき計画的に実施し、継続事業については、新町においても引き続き実施する。 ・生活環境整備事業補助制度については、合併時に廃止する。

高 梁 地 域 合 併 協 議 会 の 調 整 内 容

協 議 項 目	(2 4) - 2 5 人権関係の取扱い	関 係 項 目	
調 整 の 内 容	人権教育及び人権啓発の推進を図るため、新市においても関係事業を引続き実施する。		

1 各市町の現況

区 分		現 況					具体的な 調整内容	
		高梁市	有漢町	成羽町	川上町	備中町		
人権教育等に関する業務								
1	担当窓口等	人権啓発	社会教育課等	教育委員会等	教育委員会等	教育委員会等	教育委員会等	人権教育及び人権啓発の推進を図るため、新市においても関係事業を引続き実施する。
		人権教育						
2	相談員	人権啓発	社会教育指導員 1名	社会教育指導員 1名	社会教育指導員 1名			
		人権教育						
3	推進体制	高梁市人権教育推進委員会	有漢町人権教育推進委員会	成羽町人権教育推進委員会	川上町人権教育推進委員会	備中町人権教育推進委員会		
4	人権教育推進委員定数 / 人数	規定なし / 22名	28名以下 / 27名	30名 / 29名	30名以内 / 25名	31名以内 / 30名		
5	人権教育推進委員の任期	2年	2年	2年	2年	2年		
6	主要事業	人権問題学習講座 人権啓発講演会 人権啓発パンフレット 企業人権啓発研修会 啓発ビデオ P T A人権教育推進事業	人権問題学習講座 人権教育講演会 人権教育関係広報 人権教育研修会への参加	人権問題学習講座 人権啓発講演会 企業人権啓発研修会 啓発ビデオ P T A人権教育推進事業	人権教育研究指定校事業 人権教育総合推進事業 P T A人権教育推進事業 人権教育推進委員会等推進事業 等	人権教育講演会 人権教育啓発資料 (3年に1度) P T A人権教育推進事業 人権教育研究指定事業		

		現 況					具体的な 調整内容
区 分		高梁市	有漢町	成羽町	川上町	備中町	
7	人権教育推進委員報酬	1回6,500円	1回7,300円、(委員長7,800円、議員5,600円)	1回4,500円	1回3,000円	日額1,400円、車賃	
8	委員の構成	市議会民生文教委員長 助役 社会教育委員(1名) 公民館長(10名) 人権教育研究協議会長 婦人会協議会長 PTA連合会長 人権と福祉を守る高梁市協議会委員長 老人クラブ連合会長 民生児童委員協議会長 人権擁護委員(1名) 高梁商工会議所会頭 学識経験者(1名) 計22名	助役、民生課長 教育委員長 町内校園長(4名) 婦人会(2名) 青年団,PTA(4名) 老人クラブ 町職員組合・教組(3名)・農協労組・組織を代表する者・全町を代表する者 人権擁護委員,民生委員 町議会(2名) 農協,商工会 計27名	町議会議員 行政職員 教育委員 公民館分館長 社会教育関係団体 教職員 保育所長 民生児童委員 人権擁護委員 学識経験者 計29名	町議会議長 文教・産業委員長 助役 住民課長 教育委員(2名) 商工会長 郵便局長 JA支店長 町老人クラブ連合会長 町婦人協議会長 分館長代表(3名) 各校園PTA会長(3名) 各校園長(3名) 主任児童委員(2名) 人権擁護委員(3名) 計25名	町議会議員(2名) 町教育委員(4名) 人権擁護委員(3名) 町職員(3名) 学校教職員(2名) 公民館分館(8名) 町婦人ふれあい会(1名) 学識経験者(7名) 計30名	
9	その他特記事項	広報啓発専門委員会開催	広報部会開催	委員視察研修			
10	関係条例等	高梁市人権教育推進委員会規則 高梁市人権教育推進専門指導員及び指導員設置規則	有漢町人権教育推進委員会規則 有漢町人権教育推進委員会の運営細則	成羽町人権教育推進委員会規則	川上町人権教育推進委員会規則 川上町人権教育推進委員会の運営細則	備中町人権教育推進委員会規則	
人権擁護委員							
1	担当窓口等	民生部市民課	民生課	総務課	住民課	町民課	
2	人権擁護委員数/任期	7人/3年	2人/3年	4人/3年	3人/3年	3人/3年	

2 関係法令

< 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（抜粋） >

（目的）

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

< 人権擁護委員法（抜粋） >

（この法律の目的）

第1条 この法律は、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、全国に人権擁護委員を置き、これに適用すべき各般の基準を定め、もって人権の擁護に遺漏なきを期することを目的とする。

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

（委員の給与）

第8条 人権擁護委員には、給与を支給しないものとする。

（委員の任期）

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。

< 人権擁護委員定数規程（抜粋） >

第1条 各市町村の区域に置く人権擁護委員の定数は、法務大臣の指定する日における各市町村の人口に応じて、別表の左欄に掲げる人口の区分に従い、同表の右欄に掲げる数とする。

人口 30,001人以上 40,000人以下 8人

第2条 市町村の廃置分合又は境界変更があったときは、新たな市町村の区域に置く委員の定数は、その廃置分合又は境界変更のあった日における当該市町村の人口に応じて、別表の左欄に掲げる人口の区分に従い、同表の右欄に掲げる数とする。この場合において、現に委員として在職する者は、その者の住所を区域内に含む新たな市町村の区域に置かれた委員として引き続き在職するものとする。

第3条 ……市町村の廃置分合若しくは境界変更があった場合において、新たな市町村の区域に現に置かれている委員の数が第2条の規定による委員の定数をこえるときは、これらの規定にかかわらず、その数をもって当該市町村の区域に置く委員の定数とする。

ただし、委員に欠員を生じたときは、……規定による定数に至るまで減少するものとする。

3 先進事例

合併協議中	法定協議会名	構成市町村数	合併後の規模	法定協設置年月日	調整内容
	邑久郡合併協議会	岡山県 3 町	39,403人	平成14年8月1日	人権教育関係事業は、人権意識の高揚を図るため、新市においても引き続き実施する。
	庄原市・比婆郡 4 町総領町 合併協議会	広島県 1 市 5 町	35,348人	平成14年4月1日	1. 新市において、国・県の方針を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する計画を策定する。 2. 新市において、人権教育及び人権啓発の推進を図る組織体制を整備するとともに、既存施設を活用して関係事業を推進する。 3. 人権擁護委員は、法令に基づき、適正に配置する。

合併市町村	市町村名	旧構成市町村数	新市町村の規模	合併年月日	調整内容
	東かがわ市	香川県 3 町	37,760人	平成15年4月1日	人権（同和）対策関係事業については、これまでの取組の経緯を踏まえ、新市においても引き続き取り組むものとする。 宣言・決議、条例・規則の制定、基本的計画の策定、行政組織の設置、啓発・教育組織の設置、団体への加入については、新市において速やかに取り組む。 人権問題に係る重要項目については、新市において速やかに計画を策定し、人権思想の高揚に努める。
	さぬき市	香川県 5 町	57,772人	平成14年4月1日	人権教育推進市町事業等は、新市においても引き続き実施し、事業内容の充実を図る。
	篠山市	兵庫県 4 町	46,325人	平成11年4月1日	同和対策の取扱いについては、合併時にする。

高 梁 地 域 合 併 協 議 会 の 調 整 内 容

協議項目	(24) - 31 社会教育事業の取扱い	関係項目	
調整の内容	<p>社会教育事業については、新市においても引続き学習機会・情報の提供に努めながら、生涯学習及び生活文化の向上を図るため実施する。</p> <p>(1) 社会教育関係施設及び管理運営等については、現行のまま新市に引継ぐ。</p> <p>(2) 社会教育事業については、当面は現行を基本として実施し、新市においてその運営方法等を調整する。</p> <p>(3) 各公民館及び分館については、現行のとおり引継ぎ、新市において中央公民館を設置する。なお、組織、運営体制及び公民館事業については、当面現行のとおりとする。</p> <p>(4) 成人式については、式典を統合し、同一会場で実施する。</p> <p>(5) 社会教育委員、社会教育指導員については、新市において設置する。</p>		

1 各市町の現況

区 分		現 況					調 整 の 具体的な内容
		高梁市	有漢町	成羽町	川上町	備中町	
社会教育関係施設	公民館数	中央公民館 1館 / 公民館 10館	公民館 1館 / 分館 4館	公民館 1館 / 分館 3館	公民館 1館 / 分館 9館	公民館 1館 / 分館 8館	<p>社会教育関係施設及び管理運営等については、現行のまま新市に引継ぐ。</p> <p>各公民館及び分館については、現行のとおり引継ぎ、新市において中央公民館を設置する。なお、組織、運営体制及び公民館事業については、当面現行のとおりとする。</p>
	運営審議会	公民館運営審議会 (各公民館単位で設置 / 定数10名～15名以内 / 任期2年)	公民館運営審議会 (定数10名 / 任期2年)	公民館運営審議会 (定数12名以内 / 任期2年)	公民館運営審議会 (定数10名以内 / 任期2年)	公民館運営審議会 (定数20名以内 / 任期2年)	
	分館運営審議会			分館運営審議会 (定数6～9名以内 / 任期2年)			
	館長	各公民館にそれぞれ非常勤特別職を配置	公民館長 / 教育長	公民館長 / 教育長兼務	公民館長 / 教育長兼務	公民館長 / 教育長兼務	
			分館長 / 非常勤・学校長兼務	分館長 / 非常勤	分館長 / 非常勤	分館長 / 非常勤	
事業内容等	高梁中央公民館：15講座 高梁公民館：19講座 ほか各公民館：約60講座	社会教育事業各種講座等	菊づくり教室	陶芸教室	陶芸教室		
			陶芸教室	太極拳教室	手話教室		
			絵手紙教室		英会話教室		

		現 況					調 整 の 具体的な内容
区 分		高梁市	有漢町	成羽町	川上町	備中町	
社会教育関係施設	図書館	名称	高梁市図書館	有漢町町民図書室	成羽町図書館	川上町総合学習センター 図書室	
		開館時間	9:00～17:00	毎週木曜日12:00～18:00	9:00～17:00	9:00～17:00	
		休館日	月曜日 (第3日曜日の翌日を除く)	上記以外	毎週月曜日	土・日・祝日・年末年始	
			木曜日の午後				
			第3日曜日		12月29日～1月3日		
			国民の祝日/年末年始				
		蔵書冊数	約62,000冊	約1,000冊	約33,000冊	約7,600冊	
		貸出冊数	約53,000冊(H14) (1人1回5冊/2週間)	約890冊(H14) (1人1回5冊/4週間)	約16,000冊(H14) (1人1回3冊/2週間)	約700冊(H14) (1人1回5冊/2週間)	
	事業内容	図書資料の収集・保存 読書会等の開催 学校・公民館等との連絡 移動図書館の運営 ボランティア団体との連携	貸出業務のみ	図書資料の収集・保存 巡回図書の実施 (隔週毎火曜日) 読み聞かせ会開催	図書資料の収集・保存 首長部局との連携		
	その他	図書館システムの導入	現在休館中・複合施設(建設中)内に新規設置予定				
	協議会	図書館協議会 10名(定数 若干名) 任期:2年		図書館協議会 定数 12名以内 任期:2年			
	その他	高梁市勤労青少年ホーム	有漢町社会教育センター	成羽文化センター	川上町領家集会所	備中町郷土館	
		高梁市郷土資料館		成羽町青少年健全育成センター	川上町総合学習センター		
				川上町郷土資料館 やまびこの里			
体育施設	高梁市民体育館	町民グラウンド	なりわ運動公園	川上町テニスコート	備中町やすらぎの里付属施設 ・テニスコート ・多目的広場 (現在は産業課で管理)		
	神原スポーツ公園/ ききょう緑地	有漢町町民体育館	成羽町ミニスポーツセンター	川上町夜間照明施設			
	高梁運動公園	有漢町民プール	成羽町武道館				
	高梁市民プール	農村公園グラウンド	成羽町町民プール/ 坂本町民プール				

		現 況					調 整 の 具体的な内容
区 分	高梁市	有漢町	成羽町	川上町	備中町		
社会教育事業 / 社会教育活動団体助成事業	青少年教育関係事業 (H15)	子ども地域活動促進事業	家庭教育支援事業	奉仕体験活動推進事業	家庭教育支援事業	青少年芸術劇場	社会教育事業については、当面は現行を基本として実施し、新市においてその運営方法等を調整する。
		地域と学校が連携協力した奉仕活動・体験活動推進事業	三世代交流事業	花いっぱい運動	花いっぱいクリーン作戦	子ども映画会	
		少年団育成事業	人材育成事業	美術体験事業	三世代交流事業		
					学社融合きじ丸合宿		
	成人教育関係事業 (H15)	人権教育推進委員会	ふるさと探検隊	人権教育推進事業	ファイトザニュースポーツ講座	人権教育講演会	
		人権問題学習講座	パソコン講座	P T A 人権教育推進事業	情報ハイウェイ活用講座		
		人権啓発講演会	手話講座	機織伝承事業			
		P T A 人権教育	デジタルカメラ入門講座				
	家庭教育関係事業 (H15)	家庭・地域教育講演会	乳幼児学級	子育て支援ネットワーク事業	家庭教育セミナー	家庭教育学習	
		PTA家庭教育推進事業	有漢東家庭教育学級				
		子育て講座	有漢西家庭教育学級	わくわく科学ランド	子育て学習	子育て学習推進事業	
		乳幼児学級	有漢中学家庭教育学級				
	婦人教育関係事業 (H15)	婦人会長会(月1回)・役員研修会・評議員会・婦人大会・ニュースポーツ講習会	陶芸・テーブルマナー・手芸教室・パソコン教室・軽スポーツ教室等講座	健康セミナー講座・婦人団体指導者養成事業	料理教室・ウォークラリー・まちが輝く男女共同参画タウンカレッジ	備中町婦人ふれあい大会	
生涯学習関係事業 (H15)	公民館を単位として、健康・交通安全・地域の歴史・伝承技術・料理等の講座を開催 / 各公民館年6回程度・歴史文化講座(年3回)・職員出前講座	町民より希望のある講座実施 / 年10講座(パソコン講座等)	公開歴史講座(地域の歴史・文化財・魅力ある地域づくり等) / 年3回程度 生涯教育推進大会	いきいき快老教室 / かわかみなんでもアカデミー等	陶芸教室 / 手話教室 / 英会話教室		
少年団関係活動費補助金	高梁市少年団活動等補助金 / 1少年団あたり30,000円 ; 団員1名あたり1,000円	有漢町子ども会連絡協議会活動補助金 / 50,000円	成羽スポーツ少年団活動補助金 / 130,000円	川上町スポーツ少年団活動補助金 / 200,000円	備中町スポーツ少年団活動補助金 (6団体) / 597,000円		
		有漢町スポーツ少年団補助金 / 150,000円 (ただし、体育協会を通して)	FOS少年団活動補助金 (2団体) / 80,000円			FOS少年団活動補助金 / 44,000円	
			スポーツ少年団指導者活動補助金 / 1,025,000円 (37名)				
婦人会協議会等補助金	高梁市婦人会協議会活動補助金 (4団体) / 300,000円	有漢町婦人会活動補助金 (2団体) / 80,000円	成羽町婦人協議会等活動補助金 / 135,000円	川上町婦人協議会活動補助金 (3団体) / 180,000円 川上町婦人連絡協議会活動補助金 / 225,000円	備中町婦人協議会活動補助金 / 657,000円		
公民館活動補助金			公民館活動補助金 (39団体) / 会員数10名以上15,000円 ; 会員数10名以下10,000円	公民館活動補助金 (9団体) / 各400,000円	公民館講座開設事業 (8団体) / 各団体50,000円限度		

現 況						調 整 の 具体的な内容
区 分	高梁市	有漢町	成羽町	川上町	備中町	
成人式	実施日：成人の日	実施日：成人の日前後	実施日：1月2日	実施日：8月15日	実施日：8月13日～15日	成人式については、式典を統合し、同一会場で実施する。 社会教育委員、社会教育指導員については、新市において設置する。
	会 場：高梁総合文化会館	会場：有漢町コミュニティセンター（～H15）	会場：成羽町総合福祉センター	会場：川上町総合学習センター	会 場：備中町郷土館	
	対象者：405人（H14）	対象者：33人（H14）	対象者：62人（H14）	対象者：54人（H14）	対象者：24人（H14）	
	出席者：222人（H14）	出席者：24人（H14）	出席者：47人（H14）	出席者：40人（H14）	出席者：17人（H14）	
社会教育委員	高梁市社会教育委員	有漢町社会教育委員	成羽町社会教育委員	川上町社会教育委員	備中町社会教育委員	
	目的：社会教育の振興	目的：社会教育の振興	目的：社会教育の振興	目的：社会教育の振興	目的：社会教育の振興	
	委員：7名以内	委員：10名	委員：12名以内	委員：15名以内	委員：10名以内	
	任期：2年	任期：2年	任期：2年	任期：2年	任期：2年	
社会教育指導員	高梁市社会教育指導員	有漢町社会教育指導員	成羽町社会教育指導員			
	目的：学習相談・社会教育団体の育成	目的：学習相談・社会教育団体の育成	目的：学習相談・社会教育団体の育成			
	任期：1年（非常勤）	任期：1年（非常勤）	任期：1年（非常勤）			

2 関係法令

社会教育法（抜粋）

第1章 総則

（この法律の目的）

第1条 この法律は、教育基本法に基き、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

（社会教育の定義）

第2条 この法律で「社会教育」とは、学校教育法に基き、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーション活動を含む。）をいう。

第4章 社会教育委員

（社会教育委員の構成）

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の職務）

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

- （1）社会教育に関する諸計画を立案すること。
- （2）定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- （3）前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

（社会教育委員の定数等）

第18条 社会教育委員の定数、任期その他必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。

第5章 公民館

（目的）

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（公民館の設置者）

第21条 公民館は、市町村が設置する。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

(公民館の設置)

第24条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

(公民館運営審議会)

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第30条 市町村の設置する公民館にあっては、公民館運営審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の定数、任期その他必要な事項は、市町村の条例で定める。

図書館法(抜粋)

第1章 総則

(この法律の目的)

第1条 この法律は、社会教育法の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は民法第34条の法人が設置するもの(学校に附属する図書館又は図書室を除く。)をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は民法第34条の法人の設置する図書館を私立図書館という。

第2章 公立図書館

(図書館協議会)

第14条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第15条 図書館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験者のある者の中から、教育委員会が任命する。

第16条 図書館協議会の設置、その委員の定数、任期その他必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

3 先進事例

合併協議中	法定協議会名	構成市町村数	合併後の規模	法定協設置年月日	調整内容
	邑久郡合併協議会	岡山県 3 町	39,403人	平成14年8月1日	社会教育関係事業は、新市において、地域の特性を生かしながら、引き続き実施する。
	庄原市・比婆郡 4 町総領町合併協議会	広島県 1 市 5 町	35,348人	平成14年4月1日	<ol style="list-style-type: none"> 1 スポーツ、文化等の振興を図るため、各種関係事業は、新市においても実施する。実施方法等は、当面、現行のとおりとし、新市において調整する。 2 図書館、博物館等の運営については、新市において調整する。 3 成人式は、式典を統合し、同一会場で実施する。なお、式典後の行事については、新市において調整する。 4 庄原市の中央公民館を新市の中央公民館とし、5 町の各公民館及び庄原市の地区公民館を新市の地区公民館とする。組織、運営体制は、当面、現行のとおりとし、新市において検討する。公民館事業は、当面、現行のとおりとする。

合併市町村	市町村名	旧構成市町村数	新市町村の規模	合併年月日	調整内容
	東かがわ市	香川県 3 町	37,760人	平成15年4月1日	教育委員会講座、主催行事等については、現行のとおりとし、随時調整する。
	さぬき市	香川県 5 町	57,772人	平成14年4月1日	<ol style="list-style-type: none"> 1 主要事業については、各町の現状を踏まえつつ、実施方法等の調整を図る。 2 各種行事関係、生涯学習講座等は、基本的に現行のとおりとするが、新市において調整を図る。 3 各事業等は、新市においても継続して実施する。
	篠山市	兵庫県 4 町	46,325人	平成11年4月1日	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会教育関係審議会等については、新市において新たに設置する。 2 子育てふれあいセンター事業及び社会教育指導員の設置事業については、現行のとおりとする。

1 市 4 町 の 事 務 組 織 及 び 機 構 の 現 状

市町名	高 梁 市	有 漢 町	成 羽 町
<p>行政組織 (平成15年4月1日現在)</p>			
職員数	331名 (内 派遣・出向 = 9名) / 定数 392名	職員数 54名 (内 派遣・出向 = 4名) / 定数 65名	職員数 229名 (内 派遣・出向 = 5名) / 定数 266名

市町名	川 上 町	備 中 町	
<p>行政組織</p> <p>(平成15年4月1日現在)</p>			
職員数	139名 (内 派遣・出向 = 10名) / 定数 179名	職員数	76名 (内 派遣・出向 = 4名) / 定数 81名

別紙 2

1 市 4 町の行政委員会及び付属機関の現状

《行政委員会》

高梁市	有漢町	成羽町	川上町	備中町
高梁市教育委員会	有漢町教育委員会	成羽町教育委員会	川上町教育委員会	備中町教育委員会
高梁市選挙管理委員会	有漢町選挙管理委員会	成羽町選挙管理委員会	川上町選挙管理委員会	備中町選挙管理委員会
高梁市監査委員会	有漢町監査委員会	成羽町監査委員会	川上町監査委員会	備中町監査委員会
高梁市農業委員会	有漢町農業委員会	成羽町農業委員会	川上町農業委員会	備中町農業委員会
高梁市固定資産評価審査委員会	有漢町固定資産評価審査委員会	成羽町固定資産評価審査委員会	川上町固定資産評価審査委員会	備中町固定資産評価審査委員会

《付属機関》

高梁市	有漢町	成羽町	川上町	備中町
高梁市農林業振興対策委員会	有漢町振興計画審議会	成羽町農業振興地域整備促進協議会	川上町消防賞じゅつ金審査委員会	備中町振興計画審議会
高梁市商工振興対策委員会	特別職報酬等審議会	成羽町公害防止対策協議会	川上町農業振興地域整備促進協議会	備中町まちづくり推進委員会
水道経営合理化審議会	有漢町保健委員会	成羽町ふるさと村運営委員会	特別職報酬等審議会	備中町幼児問題研究審議会
部落問題審議会	有漢町林業整備推進協議会	成羽町保健委員会	川上町保健委員会	平川郷地区陥没見舞金等配分委員会
高梁市公害対策審議会	有漢町消防賞じゅつ金等審査委員会	成羽町公有財産調査委員会	川上町文化財専門委員会	備中町農村情報連絡施設運営委員会
高梁市公害対策審議会	有漢町村おこし事業研究推進委員会		川上町標準小作料協議会	備中町農業振興地域整備促進協議会
高梁市環境保全審議会			川上町簡易水道運営委員会	備中町結婚推進委員会
高梁市立中学校再編推進審議会			川上町特別土地保有税審議会	備中町用地等補償評価委員会
			川上町就学指導委員会	備中町障害者計画策定委員会
			川上町営住宅建築推進委員会	
			川上町水道水源保護審議会	

別紙 3

関係法令

(1) 地方公共団体の組織及び運営に関する事項

< 地方自治法 (抜粋) >

(この法律の目的)

第 1 条 この法律は、地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。

(地方公共団体の役割と国の配慮)

第 2 条 地方公共団体は、法人とする。

普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。

市町村は、基礎的な地方公共団体として、第 5 項において都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、前項の事務を処理するものとする。ただし、第 5 項に規定する事務のうち、その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものについては、当該市町村の規模及び能力に応じて、これを処理することができる。

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、第 2 項の事務で、広域にわたるもの、市町村に関する連絡調整に関するもの及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものを処理するものとする。

都道府県及び市町村は、その事務を処理するに当たっては、相互に競合しないようにしなければならない。

特別地方公共団体は、この法律の定めるところにより、その事務を処理する。

この法律において「自治事務」とは、地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務以外のものをいう。

この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

- 1 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの(以下「第 1 号法定受託事務」という。)
- 2 法律又はこれに基づく政令により市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、都道府県が本来果たすべき役割に係るものであつて、都道府県においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの(以下「第 2 号法定受託事務」という。)

この法律又はこれに基づく政令に規定するもののほか、法律に定める法定受託事務は第 1 号法定受託事務にあつては別表第一の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に、第 2 号法定受託事務にあつては別表第二の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりであり、政令に定める法定受託事務はこの法律に基づく政令に示すとおりである。

地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づき、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえたものでなければならない。

地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づいて、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて、これを解釈し、及び運用するようにならなければならない。この場合において、特別地方公共団体に関する法令の規定は、この法律に定める特別地方公共団体の特性にも照応するように、これを解釈し、及び運用しなければならない。

法律又はこれに基づく政令により地方公共団体が処理することとされる事務が自治事務である場合においては、国は、地方公共団体が地域の特性に応じて当該事務を処理することができるよう特に配慮しなければならない。

地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。なお、市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。

前項の規定に違反して行つた地方公共団体の行為は、これを無効とする。

(執行機関の義務)

第 1 3 8 条の 2 普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。

(執行機関の組織の原則)

第 1 3 8 条の 3 普通地方公共団体の執行機関の組織は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、それぞれ明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関によつて、系統的にこれを構成しなければならない。

普通地方公共団体の執行機関は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、執行機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにならなければならない。

普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の執行機関相互の間にその権限につき疑義が生じたときは、これを調整するように努めなければならない。

(担当事務)

第 1 4 9 条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。

- 1 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。
- 2 予算を調製し、及びこれを執行すること。
- 3 地方税を賦課徴収し、分担金、使用料、加入金又は手数料を徴収し、及び過料を科すること。
- 4 決算を普通地方公共団体の議会の認定に付すること。
- 5 会計を監督すること。

- 6 財産を取得し、管理し、及び処分すること。
- 7 公の施設を設置し、管理し、及び廃止すること。
- 8 証書及び公文書類を保管すること。
- 9 前各号に定めるものを除く外、当該普通地方公共団体の事務を執行すること。

(長の事務の委任及び臨時代理)

第153条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を当該普通地方公共団体の吏員に委任し、又はこれをして臨時に代理させることができる。

(支庁・地方事務所・支所等の設置)

第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあつては支庁(道にあつては支庁出張所を含む。以下これに同じ。)及び地方事務所、市町村にあつては支所又は出張所を設けることができる。

支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

第4条第2項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

(内部組織の設置)

第158条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。

地方公共団体の長は、前項の内部組織の編成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならない。

普通地方公共団体の長は、第1項の条例を制定し又は改廃したときは、遅滞なく、その要旨その他の総務省令で定める事項について、都道府県にあつては総務大臣、市町村にあつては都道府県知事に届けなければならない。

(支庁、地方事務所等の長)

第175条 都道府県の支庁若しくは地方事務所又は市町村の支所の長は、事務吏員を以てこれに充てる。

前項に規定する機関の長は、普通地方公共団体の長の定めるところにより、上司の指揮を受け、その主管の事務を掌理し部下の吏員その他の職員を指揮監督する。

(歳入歳出予算の区分)

第216条 歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款に大別し、かつ、各款中においてはこれを項に区分し、歳出にあつては、その目的に従つてこれを款項に区分しなければならない。

<地方公務員法(抜粋)>

(一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員)

第3条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、左に掲げる職とする。

1 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

1の2 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職

1の3 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

2 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

3 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

4 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

5 非常勤の消防団員及び水防団員の職

(2) 教育委員会に関する事項

<地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)>

(設置)

第2条 都道府県、市(特別区を含む。以下同じ。)町村及び第23条に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合に教育委員会を置く。

(組織)

第3条 教育委員会は、5人の委員をもつて組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは指定都市が加入するものの教育委員会にあつては6人の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するもの(次条第3項及び第7条第2項から第4項までにおいて単に「町村」という。)の教育委員会にあつては3人の委員をもつて組織することができる。

(任命)

第4条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化(以下単に「教育」という。)に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

1 破産者で復権を得ない者

2 禁錮^ニ以上の刑に処せられた者

3 委員の任命については、そのうち3人以上(前条ただし書の規定により委員の数を3人とする町村にあつては、2人以上)が同一の政党に所属することとなつてはならない。

4 地方公共団体の長は、第一項の規定による委員の任命に当たつては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者(親権を行う者及び未成年後見人をいう。)である者が含まれるように努めなければならない。

(任期)

第5条 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(事務局)

第18条 教育委員会の権限に属する事務を処理させるため、教育委員会に事務局を置く。

2 教育委員会の事務局の内部組織は、教育委員会規則で定める。

施行令

(最初の委員の選任等)

第18条 市町村の設置があつた場合においては、法第4条の規定にかかわらず、地方自治法施行令第1条の2の規定による市町村の長の職務を行う者(以下「市町村長職務執行者」という。)が、従来その地域の属していた市町村の教育委員会の委員であつた者で当該新たに設置された市町村の設置に伴い委員の職を失うこととなつたもののうちから、当該市町村の教育委員会の委員を臨時に選任するものとし、当該市町村において選任することができる者の数が当該市町村の教育委員会の委員の定数に満たないときは、その不足する数の委員を当該市町村の長の被選挙権を有する者のうちから選任するものとする。

2 前項の規定により選任された委員は、法第5条の規定にかかわらず、当該市町村の設置後最初に行なわれる市町村の長の選挙後最初に招集される議会の会期の末日まで在任するものとする。

3 新たに設置された市町村において、第1項の規定により教育委員会の委員が選任された後最初に招集すべき教育委員会の会議は、法第13条第1項の規定にかかわらず、市町村長職務執行者が招集する。

(最初の教育長の互選)

第19条 市町村の設置があつた場合においては、法第16条第2項の規定にかかわらず、最初に法第4条の規定により教育委員会の委員が任命されるまでの間、前条第1項の規定により選任された委員の互選により当該委員(法第12条第1項の規定により委員長に選任された委員を除く。)のうちから定めた者を教育長とするものとする。

(最初に任命される委員の任期)

第20条 市町村の設置後最初に法第4条の規定により任命される教育委員会の委員の任期は、法第5条の規定にかかわらず、その定数が5人の場合にあつては、2人は4年、1人は3年、1人は2年、1人は1年とし、その定数が3人の場合にあつては、1人は4年、1人は3年、1人は2年とする。この場合において、各委員の任期は、当該市町村の長が定める。

(最初の教育委員会の招集)

第21条 新たに設置された市町村において、最初に法第4条の規定により教育委員会の委員が任命された後最初に招集すべき教育委員会の会議は、法第13条第1項の規定にかかわらず、当該市町村の長が招集する。

(事務引継)

第22条 市町村の設置があつた場合においては、従前当該市町村の地域が属していた関係市町村の教育委員会(関係市町村の教育委員会

がなくなつた場合にあつては、その委員長であつた者。以下次項において同じ。)は、当該教育委員会の管理し、及び執行していた事務で当該新たに設置された市町村に係るものを、20日以内に当該市町村の教育委員会に引き継がなければならない。

- 2 前項の規定による事務の引継の場合においては、当該関係市町村の教育委員会は、書類、帳簿及び財産目録を作成し、処分未了若しくは未着手の事項又は将来企画すべき事項については、その処理の順序及び方法並びにこれらの事項に対する意見を記載しなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、市町村の設置があつた場合における教育委員会の事務の引継に関し必要な事項は、都道府県委員会が定める。

(3) 選挙管理委員会に関する事項

<地方自治法(抜粋)>

(選挙管理委員会の設置及び組織)

第181条 普通地方公共団体に選挙管理委員会を置く。

選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員を以てこれを組織する。

(選挙管理委員会及び補充員の選挙)

第182条 選挙管理委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙する。

議会は、前項の規定による選挙を行う場合においては、同時に、同項に規定する者のうちから委員と同数の補充員を選挙しなければならない。補充員がすべてなくなつたときも、また、同様とする。

委員中に欠員があるときは、選挙管理委員会の委員長は、補充員の中からこれを補欠する。その順序は、選挙の時が異なるときは選挙の前後により、選挙の時が同時であるときは得票数により、得票数が同じであるときはくじにより、これを定める。

法律の定めるところにより行なわれる選挙、投票又は国民審査に関する罪を犯し刑に処せられた者は、委員又は補充員となることができない。

委員又は補充員は、それぞれその中の2人が同時に同一の政党その他の政治団体に属する者となることとなつてはならない。

第1項又は第2項の規定による選挙において、同一の政党その他の政治団体に属する者が前項の制限を超えて選挙された場合及び第3項の規定により委員の補欠を行えば同一の政党その他の政治団体に属する委員の数が前項の制限を超える場合等に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

委員は、地方公共団体の議会の議員及び長と兼ねることができない。

委員又は補充員の選挙を行うべき事由が生じたときは、選挙管理委員会の委員長は、直ちにその旨を当該普通地方公共団体の議会及び長に通知しなければならない。

(任期)

第 1 8 3 条 選挙管理委員の任期は、4 年とする。但し、後任者が就任する時まで在任する。

補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

補充員の任期は、委員の任期による。

委員及び補充員は、その選挙に関し第 1 1 8 条第 5 項の規定による裁決又は判決が確定するまでは、その職を失わない。

(書記その他の職員)

第 1 9 1 条 都道府県及び市の選挙管理委員会に書記長、書記その他の職員を置き、町村の選挙管理委員会に書記その他の職員を置く。

書記長、書記その他の常勤の職員の定数は、条例でこれを定める。但し、臨時の職については、この限りでない。

書記長は委員長の命を受け、書記その他の職員又は第 1 8 0 条の 3 の規定による職員は上司の指揮を受け、それぞれ委員会に関する事務に従事する。

施行令

第 4 条 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、当該普通地方公共団体の選挙管理委員は、議会において選挙されるまでの間、従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者又は選挙管理委員であつた者の互選により定めた者をもつてこれに充てるものとする。ただし、従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者又は選挙管理委員であつた者の数が新たに設置された普通地方公共団体の選挙管理委員の定数を超えないときは、その者をもつてこれに充て、なお不足があるとき、又は従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者若しくは選挙管理委員であつた者が不在ときは、第 1 条の 2 の規定による当該普通地方公共団体の長の職務を行う者において、従来その地域に属していた地方公共団体の選挙管理委員の補充員たる者又は補充員であつた者(これらの者が不在ときは、当該普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者)のうちから選任した者をもつてこれに充てるものとする。

前項の規定による互選を行うべき場所及び日時は、第 1 条の 2 の規定による当該普通地方公共団体の長の職務を行う者において、あらかじめ関係人にこれを通知しなければならない。

(4) 監査委員に関する事項

< 地方自治法 (抜粋) >

(監査委員の設置及び定数)

第 1 9 5 条 普通地方公共団体に監査委員を置く。

監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあつては 4 人とし、その他の市にあつては条例の定めるところにより 3 人又は 2 人とし、町村にあつては 2 人とする。

(選任及び兼職の禁止)

第 1 9 6 条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理

その他行政運営に関し優れた識見を有する者(以下本款において「識見を有する者」という。)及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、監査委員の定数が4人のときは2人又は1人、3人以内のときは1人とするものとする。

識見を有する者のうちから選任される監査委員の数が、3人である普通地方公共団体にあつては少なくともその2人以上は、2人である普通地方公共団体にあつては少なくともその1人以上は、当該普通地方公共団体の職員で政令で定めるものでなかつた者でなければならない。

監査委員は、地方公共団体の常勤の職員及び再任用短時間勤務職員と兼ねることができない。

識見を有する者のうちから選任される監査委員は、これを常勤とすることができる。

都道府県及び政令で定める市にあつては、識見を有する者のうちから選任される監査委員のうち少なくとも1人以上は、常勤としなければならない。

(任期)

第197条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(事務局の設置)

第200条 都道府県の監査委員に事務局を置く。

市町村の監査委員に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる。

事務局に事務局長、書記その他の職員を置く。

事務局を置かない市町村の監査委員の事務を補助させるため書記その他の職員を置く。

事務局長、書記その他の職員は、代表監査委員がこれを任免する。

事務局長、書記その他の常勤の職員の定数は、条例でこれを定める。ただし、臨時の職については、この限りでない。

事務局長は監査委員の命を受け、書記その他の職員又は第180条の3の規定による職員は上司の指揮を受け、それぞれ監査委員に関する事務に従事する。

(5) 農業委員会に関する事項

<農業委員会等に関する法律(抜粋)>

(設置)

第3条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地(以下「農地」という。)のない市町村には、農業委員会を置かない。

2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を二以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。

- 3 前項の規定によりその区域を二以上に分けてその各区域に農業委員会を置いた市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会の区域を変更することができる。
- 4 前項に規定する市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会を廃止して、その廃止された農業委員会の区域につき廃止された農業委員会の数を超えない数の農業委員会を置き、又はその廃止された農業委員会の区域を他の農業委員会の区域に含ませることができる。
- 5 その区域内の農地面積が著しく小さい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村に農業委員会を置かないことができる。
- 6 市町村長は、第二項の場合にあつては各農業委員会の名称及び区域を、第三項又は第四項の場合にあつてはその区域に変更があつた農業委員会又は新たに設置された農業委員会の名称及び区域を、前項の場合にあつては農業委員会を置かないこととした旨を公告するとともに、都道府県知事にこれを通知しなければならない。

(組織)

第4条 農業委員会は、委員をもつて組織する。

- 2 委員は、選挙による委員及び選任による委員とする。
- 3 委員は、非常勤とする。

(選挙による委員)

第7条 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、10人から40人までの間で条例で定める。

- 2 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行うことができない。

(選挙の単位)

第10条の2 農業委員会の選挙による委員は、その農業委員会の区域において選挙する。

- 2 市町村長は、農業委員会の選挙による委員の選挙につき、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、当該農業委員会の区域を分けて二以上の選挙区を設けることができる。
- 3 前項の場合において、各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して、条例で定めなければならない。
- 4 第2項の規定により農業委員会の委員の選挙につき選挙区が設けられた場合において、選挙人の所属の選挙区は、その住所による。

(職員)

第20条 農業委員会に職員を置く。

- 2 職員の定数は、条例で定める。
- 3 職員は、農業委員会が任免する。
- 4 職員は、会長の指揮を受け、農業委員会の事務に従事する。

< 市町村の合併の特例に関する法律（抜粋） >

（農業委員会の委員の任期等に関する特例）

第 8 条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては 80 を超えず 10 を下らない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては 40 を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。

一 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後一年を超えない範囲で当該協議で定める期間

二 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間

2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 7 条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。

3 農業委員会等に関する法律第 3 条第 2 項の規定により合併市町村の区域を二以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合又は同法第 35 条第 1 項の規定により地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市(以下「指定都市」という。)である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第 3 4 条の規定の適用がある場合を除いて、前 2 項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。

4 第 6 条第 8 項の規定は、第 1 項の協議について準用する。

(6) 固定資産評価審査委員会に関する事項

< 地方税法（抜粋） >

（固定資産評価審査委員会の設置、選任等）

第 4 2 3 条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。

2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は 3 人以上とし、当該市町村の条例で定める。

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

4 市町村長は、固定資産評価審査委員会の委員が欠けた場合においては、遅滞なく、当該委員の補欠の委員を選任しなければならない。この場合において当該市町村の議会が閉会中であるときは、市町村長は、前項の規定にかかわらず、議会の同意を得ないで補欠委員を

選任することができる。

- 5 市町村長は、補欠の委員を選任した場合においては、選任後最初の議会においてその選任について事後の承認を得なければならない。この場合において事後の承認を得ることができないときは、市町村長は、その委員を罷免しなければならない。
- 6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の条例の定めるところによつて、委員会の会議への出席日数に応じ、手当を受けることができる。
- 8 市町村の設置があつた場合においては、当該市町村の長が選挙されるまでの間当該市町村の長の職務を行う者は、当該市町村の長が選挙されるまでの間は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であつた者のうちから選任したものをもつて当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。
- 9 市町村の設置があつた場合においては、当該市町村の設置後最初に招集される議会の同意を得て固定資産評価審査委員会の委員が選任されるまでの間は、当該市町村の長は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であつた者のうちから選任したものをもつて当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。

(7) 附属機関に関する事項

<地方自治法(抜粋)>

(委員会、委員及び附属機関の設置)

第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

(附属機関の職務権限・組織等)

第202条の3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。

附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

高梁地域合併協議会の調整内容

協議事項	(8) 地方税の取扱い	関係項目
調整の内容	<p>1市4町で差異のないものについては、現行のとおり新市に引継ぎ、差異のあるものについては、次のとおりとする。ただし、平成16年度については現行の制度を適用する。</p> <p>(1) 軽自動車税の納期については、課税客体の把握に要する事務処理期間を考慮し、5月1日から5月31日までとする。</p> <p>(2) 特別土地保有税の免税点については、新市において都市計画区域を有することとなるため、地方税法の規定により5,000㎡未満とする。</p> <p>(3) 入湯税及び都市計画税については、高梁市の例による。</p> <p>(4) 水利地益税については、合併時に廃止する。</p>	

1. 各市町の現況

区分	現況					調整の具体的内容
	高梁市	有漢町	成羽町	川上町	備中町	
1. 個人市町民税						1市4町に差異がないため、現行のとおりとする
(1) 税率						
均等割	標準税率 2,000円/年	標準税率 2,000円/年	標準税率 2,000円/年	標準税率 2,000円/年	標準税率 2,000円/年	
所得割	標準税率 3%～10%	標準税率 3%～10%	標準税率 3%～10%	標準税率 3%～10%	標準税率 3%～10%	
(2) 納期						
普通徴収						
第1期	6月1日から 6月30日	6月1日から 6月30日	6月1日から 6月30日	6月1日から 6月30日	6月1日から 6月30日	
第2期	8月1日から 8月31日	8月1日から 8月31日	8月1日から 8月31日	8月1日から 8月31日	8月1日から 8月31日	
第3期	10月1日から10月31日	10月1日から10月31日	10月1日から10月31日	10月1日から10月31日	10月1日から10月31日	
第4期	1月1日から 1月31日	1月1日から 1月31日	1月1日から 1月31日	1月1日から 1月31日	1月1日から 1月31日	
特別徴収	徴収した月の翌月10日まで	徴収した月の翌月10日まで	徴収した月の翌月10日まで	徴収した月の翌月10日まで	徴収した月の翌月10日まで	
2. 法人市町民税						1市4町に差異がないため、現行のとおりとする
(1) 税率						
均等割	標準税率(9区分) (50,000円から3,000,000円)	標準税率(9区分) (50,000円から3,000,000円)	標準税率(9区分) (50,000円から3,000,000円)	標準税率(9区分) (50,000円から3,000,000円)	標準税率(9区分) (50,000円から3,000,000円)	
法人税割	14.7% (制限税率)	14.7% (制限税率)	14.7% (制限税率)	14.7% (制限税率)	14.7% (制限税率)	

区 分	現 況					調整の具体的内容
	高 梁 市	有 漢 町	成 羽 町	川 上 町	備 中 町	
3. 固定資産税						
(1) 税 率	1.4% (標準税率)	1.4% (標準税率)	1.4% (標準税率)	1.4% (標準税率)	1.4% (標準税率)	1市4町に差異がないため、現行のとおりとする
(2) 納 期						
第1期	4月1日から 4月30日	4月1日から 4月30日	4月1日から 4月30日	4月1日から 4月30日	4月1日から 4月30日	
第2期	7月1日から 7月31日	7月1日から 7月31日	7月1日から 7月31日	7月1日から 7月31日	7月1日から 7月31日	
第3期	12月1日から12月25日	12月1日から12月25日	12月1日から12月25日	12月1日から12月25日	12月1日から12月25日	
第4期	2月1日から 2月末日	2月1日から 2月末日	2月1日から 2月末日	2月1日から 2月末日	2月1日から 2月末日	
4. 軽自動車税						
(1) 税 率						税率については、1市4町に差異がないため、現行のとおりとする
原動機付自転車						
50cc以下	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	
90cc以下	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	
125cc以下	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	
三輪以下のもの	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	
軽自動車及び 小型特殊自動車						
【軽自動車】						
二輪のもの	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	
三輪のもの	3,100円	3,100円	3,100円	3,100円	3,100円	
四輪以上のもの						
乗用(営業用)	5,500円	5,500円	5,500円	5,500円	5,500円	
乗用(自家用)	7,200円	7,200円	7,200円	7,200円	7,200円	
貨物(営業用)	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	
貨物(自家用)	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	
雪上走行	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	
【小型特殊自動車】						
農耕特殊自動車	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	
その他もの	4,700円	4,700円	4,700円	4,700円	4,700円	
二輪の小型自動車	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	
(2) 納 期	5月1日から5月31日	4月11日から4月30日	4月11日から4月30日	4月11日から4月30日	4月11日から4月30日	納期については、高梁市の例による

区 分	現 況					調整の具体的内容
	高 梁 市	有 漢 町	成 羽 町	川 上 町	備 中 町	
5.市町たばこ税 (1)税 率	紙たばこ 2,977円 旧3級品の紙 1,412円 たばこ	紙たばこ 2,977円 旧3級品の紙 1,412円 たばこ	紙たばこ 2,977円 旧3級品の紙 1,412円 たばこ	紙たばこ 2,977円 旧3級品の紙 1,412円 たばこ	紙たばこ 2,977円 旧3級品の紙 1,412円 たばこ	1市4町に差異がないため、現行のとおりとする
6.鉱産税 (1)税 率	1.00% (200万円以下は0.7%)	1.00% (200万円以下は0.7%)	1.00% (200万円以下は0.7%)	1.00% (200万円以下は0.7%)	1.00% (200万円以下は0.7%)	1市4町に差異がないため、現行のとおりとする
7.特別土地保有税 (1)税率 土地 土地の取得 (2)免税点	100分の1.4 100分の3 5,000㎡未満	100分の1.4 100分の3 10,000㎡未満	100分の1.4 100分の3 5,000㎡未満	100分の1.4 100分の3 10,000㎡未満	100分の1.4 100分の3 10,000㎡未満	免税点については、新市において都市計画区域を有することとなるため、地方税法の規定により、5,000㎡未満とする
8.入湯税 (1)税 率	入湯客1人1日につき 150円					高梁市の例による
9.水利地益税 (1)税 率 (2)納 期 第1期 第2期	毎年度予算に定める賦課率 6月1日から 6月30日 9月1日から 9月30日					合併時に廃止する
10.都市計画税 (1)税 率 (2)納 期 第1期 第2期 第3期 第4期	100分の0.25 4月1日から 4月30日 7月1日から 7月31日 12月1日から12月25日 2月1日から 2月末日					高梁市の例による

2. 関係法令（抜粋）

【地方税法】

個人市町民税（個人均等割の税率）

第310条 第294条第1項第1号又は第2号の者に対して課する均等割の標準税率は、次の表の上欄に掲げる市町村においてそれぞれ当該下欄に掲げる額とする。

- | | |
|-----------------------|-----------|
| (1) 人口50万以上の市 | 年額 3,000円 |
| (2) 人口5万以上50万未満市 | 年額 2,500円 |
| (3) (1)及び(2)以外の市並びに町村 | 年額 2,000円 |

2 前項の表を適用する場合における市町村の人口は、官報に公示された最近の人口によるものとする。ただし、市町村の廃置分合又は境界変更があった場合における関係市町村の人口は、政令で定めるところによって計算したものによる。

個人市町村民税（所得割の税率）

第314条の3 所得割は、次の表の上欄に掲げる金額の区分によって課税総所得金額又は課税退職所得金額を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる標準税率によって定めた率を順次適用して計算した金額の合計額と、当該区分によって課税山林所得金額の5分の1の金額を区分し、当該区分に応ずる当該率を順次適用して計算した金額の合計額に5を乗じて得た金額との合計額によって課する。

200万円以下の金額	100分の3
200万円を超える金額	100分の8
700万円を超える金額	100分の12

（地方税法附則）

第40条

5 平成11年度以後の各年度分の個人の市町村民税に係る第314条の3第1項の適用については、第314条の3第1項表（略）中「100分の12」とあるのは「100分の10」と（略）する。

個人市町民税（普通徴収に係る納期）

第320条 普通徴収の方法によって徴収する個人の市町村民税の納期は、6月、8月、10月及び1月中（当該個人の市町村民税額が均等割額に相当する金額以下である場合にあっては、6月中）において、当該市町村の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

法人市町村民税（均等割の税率）

第312条 法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（以下本節において「法人等」と総称する。）に対して課する均等割の標準税率は、次の表の上欄に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める額とする。

（表省略 9区分 5万円から300万円）

法人市町民税（法人税割の税率）

第314条の6 法人税割の税率は、100分の12.3とする。ただし、標準税率を超えて課する場合においても、100分の14.7を超えることができない。

固定資産税（税率）

第350条 固定資産税の標準税率は、100分の1.4とする。ただし、標準税率を超える税率で課する場合においても、100分の2.1を超えることができない。

固定資産税（納期）

第362条 固定資産税の納期は、4月、7月、12月及び2月中において、当該市町村の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

軽自動車税（納期）

第445条

2 軽自動車税の納期は、4月中において、当該市町村の条例で定める。ただし、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

市町たばこ税（税率）

第468条 たばこ税の税率は、千本につき2,743円とする。

（地方税法附則）

第30条の2 平成15年7月1日以後に第465条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた製造たばこに係る市町村たばこ税の税率は、第468条の規定にかかわらず、当分の間、千本につき2,977円とする。

2 平成15年7月1日以後に売渡し等が行われたたばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法第1条第1項に規定する紙たばこ3級品の当該廃止の時における品目と同一である喫煙用の紙たばこに係る市町村たばこ税の税率は、第468条及び前項の規定にかかわらず、当分の間、千本につき1,412円とする。

鉱産税（税率）

第520条 鉱産税の標準税率は、100分の1とする。ただし、鉱物の掘採の事業の作業場において第522条に定める期間内に掘採された鉱物の価格が、当該事業の作業場所在の市町村ごとに200万円以下である場合においては、当該期間に係る鉱産税の標準税率は、100分の0.7とする。

特別土地保有税（税率）

第594条 特別土地保有税の税率は、土地に対して課する特別土地保有税にあっては100分の1.4、土地の取得に対して課する特別土地保有税にあっては100分の3とする。

特別土地保有税（免税点）

第595条 市町村は、同一の者について、当該市町村の区域（第1号の市にあっては、当該市の区の区域）内において、第599条第1項第1号の特別土地保有税にあってはその者が1月1日に所有する土地（第586条第1項若しくは第2項、第587条第1項又は第587条の2第1項本文の規定の適用がある土地を除く。）の合計面積が、第599条第1項第2号の特別土地保有税にあってはその者が1月1日前1年以内に取得した土地（当該土地の取得について第586条第1項若しくは第2項又は第587条第2項の規定の適用がある土地を除く。以下本条において同じ。）の合計面積が、第599条第1項第3号の特別土地保有税にあってはその者が7月1日前1年以内に取得した土地の合計面積が、それぞれ次の各号に掲げる区域の区分に応じ、当該各号に定める面積（以下本節において「基準面積」という。）に満たない場合においては、特別土地保有税を課することができない。

- 1 地方自治法第252条の19第1項の市の区の区域 2,000平方メートル
- 2 都市計画法第5条に規定する都市計画区域を有する市町村の区域（前号の区域を除く。） 5,000平方メートル
- 3 その他の市町村の区域 10,000平方メートル

【市町村の合併に関する法律】

（地方税の不均一課税）

第10条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行なわれた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一課税をすることができる。

3. 先進事例

合併協議中

法定協議会名	構成市町村数	合併後の規模	合併目標時期	調整内容	備考
邑久郡合併協議会	岡山県 3町	39,403人	平成16年3月末日までの早い日	<p>3町で差異のないものについては、現行のとおり市税として新市に引継ぎ、差異のあるものについては、次のとおりとする。ただし、合併する年度については、旧町の例による。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 固定資産税と軽自動車税の納期については、合併時に地方税法に定める納期に統一する。 2. 入湯税については、長船町の制度に統一する。 3. 水利地益税については、合併時に廃止する。 	

合併市町村

法定協議会名	構成市町村数	合併後の規模	合併年月日	調整内容	備考
東かがわ市	香川県 3町	37,760人	平成15年4月1日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 個人町民税・法人町民税・固定資産税・軽自動車税・町たばこ税・特別土地保有税については、3町に相違がないため現行どおり新市に引き継ぐ。 2. 入湯税の取扱いについては、新市において市税条例を制定する。 	
さぬき市	香川県 5町	57,772人	平成14年4月1日	<p>5町で差異のある税制等については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 個人市町民税の均等割額は、地方税法の定めにより標準税率を適用する。 (2) 個人市町民税及び固定資産税の納期は、地方税法の定める納期による。 (3) 軽自動車税の納期は、課税客体の把握に要する事務処理期間を考慮し、5月1日から5月31日までとする。 	
篠山市	兵庫県 4町	46,325人	平成11年4月1日	<p>4町で差異のある税制については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 固定資産税の納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める税率及び納期による。 2. 軽自動車税の税率及び納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める納期による。 	

高 梁 地 域 合 併 協 議 会 の 調 整 内 容

協 定 項 目	(9) 一 般 職 の 職 員 の 身 分 の 取 扱 い	関 係 項 目	
調 整 の 内 容	<p>(1) 1市4町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引継ぐものとする。</p> <p>(2) 職員数については、現行定数を移行するものとし、部門別の定数の割り振りについては、合併時に調整する。合併後は、職員定員適正化計画を策定し、年次的に定員管理の適正化に努める。</p> <p>(3) 職員の職名、職階及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し、統一を図る。</p> <p>(4) 給与等については、国家公務員の給与制度をもとに、高梁市の例により合併時に調整し、統一を図る。</p> <p>(5) 現職員については、現給を保障し、新市において給料を調整する。</p>		

1 各市町の現況

現 況													調 整 の 具 体 的 な 内 容	
<平成15年4月1日現在 / 単位 ; 人>														
区 分	高梁市		有漢町		成羽町		川上町		備中町		合 計			
	条例定数	配置数	条例定数	配置数	条例定数	配置数	条例定数	配置数	条例定数	配置数	条例定数	配置数		
部 門 別 職 員 数	市長・町長の事務部局の職員	227	190	44	36	237 (内成羽病院 147)	209 (内成羽病院 118)	100	77	66	63	674	575	1市4町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引継ぐものとする。 職員数については、現行定数を移行するものとし、部門別の定数の割り振りについては、合併時に調整する。合併後は、職員定員適正化計画を策定し、年次的に定員管理の適正化に努める。
	議会の事務部局の職員	5	4	2	2	2	2	2	2	2	2	13	12	
	選挙管理委員会の事務部局の職員	2	1	1	(兼務)		(兼務)		(兼務)		(兼務)	3	1	
	監査委員の事務部局の職員	2	2	1	(兼務)		(兼務)		(兼務)		(兼務)	3	2	
	農業委員会の事務部局の職員	2	1	1	(兼務)	2	(兼務)	1	(兼務)	1	(兼務)	7	1	
	教育委員会の事務部局の職員 (学校及びその他教育機関を含む)	78	61	16	16	25	18	20	16	12	11	151	122	
	消防職員	65	64									65	64	
	企業職員(水道企業職員等)	11	8					56	44			67	52	
合 計	392	331	65	54	266	229	179	139	81	76	983	829		

		現 況					調 整 の 具 体 的 な 内 容
区 分	高 梁 市	有 漢 町	成 羽 町	川 上 町	備 中 町		
一般行政職							職員の職名、職階及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し、統一を図る。
級別職務分類表	国公1級	主事補・技師補・書記補・文化財保護主事補・司書補・消防士補・学芸員・主事・技師・保育士・保健師・栄養士・書記・司書	主事補・技師補・1級相当職	主事補・技師補・栄養士・保育士	主事補・技師補・書記補・保育士・介護福祉士・教諭	主事補・看護師・保育士・技師補	
	国公2級		主事・技師・2級相当職	主事・技師・保育士・保健師・看護師・栄養士	主事・技師・書記・保育士・介護福祉士・教諭	主事・技師・保健師・看護師・保育士	
	国公3級	主事・技師・保育士・保健師・栄養士・書記・社会教育主事・文化財保護主事・学芸員・司書・消防士長・消防副士長・消防士・司書・消防副士長・消防士	主事・技師・3級相当職	主事・技師・保育士・保健師・看護師・栄養士	主任・主事・技師・書記・主任保育士・主任介護福祉士・主任教諭	主事・技師・保健師・看護師・保育士	
	国公4級		主事・技師・4級相当職	主任・4級相当職	係長・主任・主任保育士・主任介護福祉士・主任教諭	主任	
	国公5級	係長・主任・消防司令補	係長・次長・主査・主任・5級相当職	係長・主査・保育所長・所長補佐・5級相当職	所長・主幹・次長・係長・園長	主査・主任	
	国公6級		係長・次長・主査・主任・6級相当職	課長補佐・保育所長・6級相当職	室長・事務局長・課長補佐・所長・次長・園長・参事	主幹・課長補佐・室長補佐・事務長補佐	
	国公7級	課長補佐・副所長・副館長・主幹・室長補佐・館長・園長・副園長・局長・消防司令		主幹・課長補佐・保育所長7級相当職	課長・事務局長・室長・事務局長・課長補佐・所長・参事	課長・室長・課長補佐・室長補佐・参事・事務長補佐	
	国公8級	次長・課長・室長・参事・館長・所長・園長・局長・消防司令長・消防司令	課長・局長・8級相当職	参事・課長・参与・8級相当職	課長・事務局長・室長・事務局長・参与	課長・室長・参事・事務長	
	国公9級		課長・局長・9級相当職				
	国公10級	部長・参与・局長・次長・消防監					

		現 況				
区 分	高梁市	有漢町	成羽町	川上町	備中町	
医 療 職						
級別職務分類表	市町の1級			< 医療職(一) >	< 企業医療職 >	< 医療職(一) >
				医 員	医 員	医 師
	市町の2級			医 員	医 師	高度の技術又は経験を必要とする医師
	市町の3級			医 長	副所長・副施設長・医師	診療所の所長
	市町の4級			副院長・医長	診療所長・施設長・副施設長・4級相当職	診療所の困難な業務を所掌する所長
市町の5級			院 長		診療所の特に困難な業務を所掌する所長	

		現 況				
区 分	高梁市	有漢町	成羽町	川上町	備中町	
医 療 職						
級別職務分類表	市町の1級			< 医療職(二) >	< 医療職 >	
				臨床検査技師・診療放射線技師・理学療法士・作業療法士・衛生検査技師・栄養士・診療エックス線技師・介護福祉士	准看護師・栄養士・歯科衛生士・診療放射線技師・理学療法士・作業療法士	
	市町の2級			薬剤師・臨床検査技師・診療放射線技師・理学療法士・作業療法士・衛生検査技師・栄養士・診療エックス線技師・介護福祉士	准看護師・看護師・保健師・栄養士・歯科衛生士・診療放射線技師・理学療法士・作業療法士・主任看護師・主任保健師・主任栄養士・主任歯科衛生士・主任診療放射線技師・主任理学療法士・主任作業療法士	
	市町の3級			薬剤師・臨床検査技師・診療放射線技師・理学療法士・作業療法士・衛生検査技師・栄養士・診療エックス線技師・介護福祉士	看護師長・保健師長・主任看護師・主任保健師・主任栄養士・主任歯科衛生士・主任診療放射線技師・主任理学療法士・主任作業療法士	
	市町の4級			栄養管理部門・臨床検査部門・放射線部門・理学療法部門・作業療法部門の技師の長・4級相当職	看護師長・保健師長・統括、調整、指導等の職務	
市町の5級			薬局長・5級相当職			

区 分		高梁市	有漢町	成羽町	川上町	備中町
医 療 職						
級別職務分類表	市町の1級			<医療職(三)>		
				准看護師		
	市町の2級			保健師・助産師・看護師・ 准看護師		
	市町の3級			看護師長・保健師・助産師・ 看護師		
	市町の4級			看護師長		
市町の5級			総看護師長・5級相当職			

教 育 職						
級別職務分類表	市町の1級	助教諭・常勤の講師				
	市町の2級	教諭・教師				
	市町の3級	園長・3級相当職				

		現 況				
区 分		高梁市	有漢町	成羽町	川上町	備中町
技能労務職						
級別職務分類表	国公1級	自動車運転士・ ボイラー技士・庁務員・ 校務員・園務員・ 環境整備員・寮母・ 給食調理員	自動車運転員・調理員・用務員	用務員・調理技術員・運転技術員・ボイラー技士・電気技術者・清掃技能員・保育補助員・寮母・看護助手・1級相当職	事務助手・運転技術員・調理技術員・用務員・管理員・作業員・介護(介助)員・ホームヘルパー	運転員・調理員
	国公2級			運転技術員・ボイラー技士・電気技術者・清掃技術員・調理技術員・寮母・看護助手	主任・2級相当職	運転員主任・調理員
	国公3級			主任運転技術員・主任清掃技術員・主任ボイラー技士・主任電気技術者・主任調理技術員・主任寮母・主任技術員	町長が定める主任・3級相当職	運転員主査・運転員主幹
	国公4級				町長が特に定める主任の職・4級相当職	
	国公5級				係長・5級相当職	

現 況											調 整 の 具体的な内容
区分	高梁市		有漢町		成羽町		川上町		備中町		
給 料 表	一般行政職給料表	6 級制	一般行政職給料表	9 級制	一般行政職給料表	8 級制	一般行政職給料表	8 級制	一般行政職給料表	8 級制	<p>給与等については、国家公務員の給与制度をもとに、高梁市の例により合併時に調整し、統一を図る。</p> <p>現職員については、現給を保障し、新市において給料を調整する。</p>
	教育職給料表	3 級制									
					医療職給料表(一)	5 級制	医療職給料表	4 級制	医療職給料表	5 級制	
					医療職給料表(二)	5 級制					
					医療職給料表(三)	5 級制					
							企業医療職給料表	4 級制			
	技能労務職給料表	1 級制	技能労務職給料表	1 級制	技能労務職給料表	3 級制	技能労務職給料表	5 級制	技能労務職給料表	3 級制	

		現 況							
区 分		高梁市	有漢町	成羽町	川上町	備中町	調整の具体的な内容		
初任給基準									
一般行政職給料表	大卒 (消防士補)	1級7号給 164,000円 (1級8号給)(175,500円)	1級7号給 161,000円	2級2号給 171,500円	1級8号給 167,300円	2級2号給 171,500円			
	短大卒 (消防士補)	1級5号給 150,200円 (1級6号給)(158,000円)	1級5号給 149,200円	1級5号給 149,200円	1級5号給 149,200円	1級6号給 155,000円			
	高校卒 (消防士補)	1級3号給 139,500円 (1級4号給)(144,400円)	1級3号給 139,500円	1級3号給 139,500円	1級3号給 139,500円	1級3号給 139,500円			
教育職給料表 教諭及び養護教諭	大学卒	2級5号給 164,000円							
	短大卒	2級3号給 150,200円							
技能労務職給料表	職種	自動車運転士等	給食調理員等	自動車運転員・調理員・用務員	高校卒 6号給	運転技術員	1級8号給	行政職給料表(二)	1級6号給
	15歳～16歳		135,100円			ボイラー技士・電気技術者	1級8号給		
	17歳～18歳	144,000円	139,500円		中学卒 4号給	看護助手	1級8号給		
	19歳～20歳	150,200円	144,000円			清掃技術員	1級7号給		
	21歳～22歳	158,000円	150,200円		調理技術員・保育補助員・寮母	1級4号給			
	23歳～24歳	164,000円	158,000円		用務員	1級4号給			
	25歳～26歳	175,500円	164,000円						
	27歳～28歳	182,400円	175,500円						
	29歳～30歳	191,600円	182,400円						
	31歳～32歳	197,600円	191,600円						
	33歳～34歳	203,000円	197,600円						
35歳以上	208,000円	203,000円							

現 況							
区分	区分	高梁市	有漢町	成羽町	川上町	備中町	国家公務員

通勤手当	公共交通機関	1ヶ月の定期代 (上限 40,000円)		1ヶ月の定期代 (上限 45,000円)			通勤手当
	自動車利用 (片道2km以上)	{往復km数×(10円+2円)×21}+ 4,000 (上限 30,000) <ガソリン単価(高梁市の契約単価=0.1リットルあたり9円が上下10%変動した場合、その都度「9円又は10円」は改定>	2km~5km 2,000	2km~4km 2,600	2km~3km 1,200	2km~5km 4,480	~5km 2,000
	5km~10km 4,100		4km~6km 4,100	3km~4km 1,600	5km~8km 7,840	5km~10km 4,100	
	10km~15km 6,500		6km~10km 5,600	4km~5km 2,000	8km~10km 10,080	10km~15km 6,500	
	15km~20km 8,900		10km~14km 7,600	5km~6km 2,400	10km~12km 12,320	15km~20km 8,900	
	20km~25km 11,300		14km~18km 9,800	6km~7km 2,800	12km~14km 14,560	20km~25km 11,300	
	25km~30km 13,700		18km~22km 12,000	7km~8km 3,200	14km~16km 16,800	25km~30km 13,700	
	30km~35km 16,100		22km~26km 14,200	8km~9km 3,600	16km~18km 19,040	30km~35km 16,100	
	35km~40km 18,500		26km~30km 16,400	9km~10km 4,100	18km~20km 21,280	35km~40km 18,500	
	40km~ 20,900		30km~34km 18,600	10km~15km 6,500	20km~ 23,520	40km~ 20,900	
			34km~38km 20,800	15km~ 8,900			
			38km~42km 23,000				
			42km~ 25,000 (上限額)				
自動二輪・自転車利用 (片道2km以上)	{往復km数×(6円+1円)×21}+ 4,000 (上限30,000)						
徒歩(片道2km以上)	{往復km数×(6円+1円)×21}+ 2,500						
上記併用者	それぞれの合算額						

区分	現		況			国家公務員
	高梁市	有漢町	成羽町	川上町	備中町	

住居手当						
1. 職員の居住する借家・借間						
支給要件	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	月額12,000円超
支給額						
ア 23,000円以下	家賃額 - 9,700円	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	家賃額 - 12,000円
イ 23,000円～ 55,000円未満	(家賃額 - 23,000円) × 1/2 + 13,300円 (最高支給額 29,300円)	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	(家賃額 - 23,000円) × 1/2 + 11,000円
ウ 55,000円以上		国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	27,000円
2. 自宅(世帯主)						
支給額						
通常	3,300円	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	1,000円
新築・購入の場合 (5年間)	4,800円	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	2,500円
3. その他						
支給額	2,300円					

超過勤務手当						
勤務1時間あたりの給与額の算出	$(\text{俸給月額} + \text{特別勤務手当額}) \times 12$ 1週間当たりの勤務時間 × 52 - (週休日・休日)の勤務時間	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	$(\text{俸給月額} + \text{調整手当月額}) \times 12$ 1週間当たりの勤務時間 × 52

現 況						
区分	区 分	高梁市	有漢町	成羽町	川上町	備中町
< 単位 ; 円 >						
特殊勤務手当	1	税務従事 (税務の賦課及び徴収) 日額徴収 2 5 0 その他 (申告・家屋調査) 2 5 0	月額 2,000	町税徴収月額 1,500	町税事務従事職員月額 1,300	
	2	伝染病疫病作業従事 (患者の救護又は伝染菌処理)	日額 530	日額 1,000	作業 1 日 100	作業 1 日 230 以内 作業 1 日 200 以内
	3	清掃作業 (し尿処理、塵埃の蒐集焼却作業)	日額 1,370		1 日 1,300	
	4	社会福祉事務従事 (ケースワーカー) (要保護者の調査・指導)	月額 4,200			
	5	保健指導業務 (結核患者の家庭を訪問し保健指導)	4 H 以上 260 未満 200			勤務 1 日につき 230 以内
	6	検死、死体処理従事 (鞭死溺死等変死者の検死立会又は処理)	検視 1,800 死体処理 3,900			
	7	火葬作業従事 (火葬作業)	日額 1,000			
	8	犬、猫及び猿の処理従事 (へい死した犬及び猫の処理)	1 回 420			
	9	長寿園 (老人ホーム) に勤務 (保健師・看護師・寮母・死亡者処理業務)	月額 1,800 死体処理 1,800			
	10	災害応急作業等従事				500 ~ 700 (午後 6 時 ~ 7 時まで 100 分の 50 加算)
	11	救急業務 (救急に出動し搬送)	1 回 370 救急救命士 1 回 640			
	12	消防業務 (消防業務に従事)	月額隔勤者 3,900 日勤者 2,000			
	13	保育に従事 (保育園で保育)	月額 3,500		月額 3,000	
	14	結核病棟勤務職員 (直接患者に接し、汚物の処理)			医師・看護師・検査技師 月額 4,500 / 病棟師・その他 月額 3,500	
	15	レントゲン技術従事職員 (有害放射線の影響を受ける)			月額 6,000	日額 230 (上限 1500)
	16	川上郡老人ホーム組合診療所管理者 (委託契約に基づく診療業務)			月額 50,000	
	17	成羽病院附属吹屋診療所管理者 (委託契約に基づく診療業務)			副院長月額 30,000 / 院長月額 20,000 / 薬局長月額 8,000 / 薬局長代理月額 5,000 / 看護師長月額 8,000 / 看護主任月額 5,000 / X線室長月額 8,000 / X線室長代理月額 5,000 / 検査室長月額 8,000 / 検査室長代理月額 5,000 / 理学診療室長月額 8,000 / 理学診療室長代理月額 5,000 / 栄養室長月額 8,000 / 栄養主任月額 5,000 /	
	18	夜間看護業務従事 (病棟に勤務する看護師・准看護師の勤務の一部等)			4 時間以上 2,600 / 2 時間 ~ 4 時間未満 2,200 / 2 時間未満 1,800	深夜看護等手当 1 回 6,800 / 深夜介護等手当 1 回 4,800 /
	19	在宅介護相談業務 (在宅介護に関する夜間の相談体制に勤務)			月額 1,500	
	20	理学療法等従事手当				1 回 給料の 8%

現 況												
区分		高梁市		有漢町		成羽町		川上町		備中町		
管理職手当	国公 10級	一般職の六級職にある管理職(部長)	月額 50,000円									
	国公 9・8級	一般職の五級の職にある管理職(次長)	月額 35,000円	課 長	給料月額の 100分の7	参 事	給料月額の 100分の12	課 長	給料月額の 100分の7 (うち20%カット)	課 長	給料月額の 100分の7	
		一般職の五級及び教育職の三級の職にある管理職(課長、所長、園長、局長、署長)	月額 29,000円			参 与	給料月額の 100分の8					
	国公 7級	一般職の四級及び教育職の三級の職にある管理職(課長補佐、主幹、次長、園長、副園長、局長、教頭、所長、館長)	月額 23,000円			行政職給料表	主 幹	給料月額の 100分の7	課長補佐	給料月額の 100分の6 (うち20%カット)	課長補佐	給料月額の 100分の5
							課長補佐	給料月額の 100分の6				
	国公 6級					行政職給料表			係長	給料月額の 100分の5 (うち20%カット)		
	国公 5級											
						医療職給料表	総看護師長	給料月額の 100分の8	医療職給料表	看護師長	給料月額の 100分の5 (うち20%カット)	

現 況							
区分	高梁市		有漢町	成羽町		川上町	備中町
管理職員特別勤務手当 (勤務1回につき)	1時間以上 6時間以内	1回 9,000円		医療職(院長) 6時間未満	1回 12,000円		
	6時間以上	1回 13,500円		行政職(課長外) 6時間未満	1回 6,000円		
				行政職(参与外) 医療職(総看護師長) 6時間未満	1回 4,000円		

医師の手当	管理職手当		管理職手当		管理職手当	
	院 長	給料月額の 100分の25	副所長	給料月額の 100分の7 (うち20%カット)	所 長	給料月額の 100分の7
	特殊勤務手当		特殊医師手当		管理者特別勤務手当	
	副院長(月額)	30,000円	所長の職 月額	給料の16%	50,000円/月額	
	医 長(月額)	20,000円	医師 月額	給料の12%		
	結核病棟(月額)	4,500円	歯科医師 月額	給料の10%		
			医師手当			
			川上診療所医師 40,000円/月額			
	へき地手当				単身赴任手当	
	167,100～50,000円/月額				20,000円/月額	
			初任給調整手当		初任給調整手当	
			1年未満～35年未満/272,300～ 52,500円		222,700円/月額	
調整手当		医師調整手当		調整手当		
584,800～100,000円/月額		公営企業管理者が医師の業務 に従事 給料月額 175/100		(給料+管理者特別勤務手当 +扶養手当)×10/100		

現 況						国家公務員
区分	高梁市	有漢町	成羽町	川上町	備中町	

期末手当						
6月	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	1.55月分
12月	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	1.70月分
計	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	3.25月分
勤勉手当						
6月	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	0.70月分
12月	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	0.70月分
計	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	1.40月分
合計	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	国家公務員に同じ	4.65月分

期末勤勉手当基礎額 に加算する割合						
国公の10級	100分の15					国家公務員4級以上100分の20以内
国公の9級	100分の15	100分の15				
国公の8級		100分の15	100分の15	100分の15	100分の15	
国公の7級	100分の10	100分の10	100分の10	100分の10	100分の10	
国公の6級	100分の5	100分の10	100分の10	100分の10	100分の10	
国公の5級		100分の5	100分の5	100分の5	100分の5	
国公の4級	100分の5		100分の5	100分の5	100分の5	
国公の3級						

ラスパイレス指数(平成14年度)						
(一般行政職について、地方公務員と国家公務員の給与水準を、国家公務員の構成を基準として、学歴別、経験年数別に平均給与額を比較し、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を示したもの。)						
	100.2	88.3	91.6	90.0	92.0	100.0

退職手当制度		
高梁市職員の退職手当に関する条例の規定に基づき支給	岡山県市町村職員退職手当組合の加入し、組合の退職手当支給条例の規定に基づき支給	

2 関係法令

< 地方公務員法（抜粋） >

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第3条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、左に掲げる職とする。

(1) 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

(1)の2 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職

(1)の3 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

(2) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

(3) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

(4) 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

(5) 非常勤の消防団員及び水防団員の職

（分限及び懲戒の基準）

第27条 すべて職員の分限及び懲戒については、公正でなければならない。

2 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、若しくは免職されず、この法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、休職されず、又、条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して降給されることがない。

3 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、懲戒処分を受けることがない。

（降任、免職、休職等）

第28条 職員が、左の各号の一に該当する場合においては、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

(1) 勤務実績が良くない場合

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

(3) 前二号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合

(4) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

2 職員が、左の各号の一に該当する場合においては、その意に反してこれを休職することができる。

(1) 心身の故障のため、長期の休養を要する場合

(2) 刑事事件に関し起訴された場合

3 職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手續及び効果は、法律に特別の定がある場合を除く外、条例で定めなければならない。

4 職員は、第16条各号（第3号を除く。）の一に該当するに至ったときは、条例に特別の定がある場合を除く外、その職を失う。

< 合併特例法(抜粋) >

(職員の身分の取扱い)

第9条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。

2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。

3 先進事例

	法定協議会名	構成市町村数	合併後の規模	法定協設置年月日	調整内容
合併市町村	邑久郡合併協議会	岡山県3町	39,403人	平成14年8月1日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 3町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 2. 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 3. 職員の職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し、統一を図る。 4. 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。 なお、合併後、速やかに給料の格差是正を行う。
	庄原市・比婆郡4町・総領町合併協議会	広島県1市5町	35,348人	平成14年4月1日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 庄原市、西城町、口和町、高野町、比和町及び総領町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐ。 2. 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、年次的に推進する。 3. 給与制度については、国家公務員の取扱いに準ずることを基本とし、合併時に統一する。 なお、現職員については、現給を保障し、新市において格差を調整する。

合併市町村	市町村名	旧構成市町村数	新市町村の規模	合併年月日	調整内容
	東かがわ市	香川県 3 町	37,760人	平成15年4月1日	<p>現に引田町、白鳥町及び大内町の一般職の職員である者は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>1. 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、適正化に努めるものとする。</p> <p>2. 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し、統一を図る。</p> <p>3. 職階については、合併時に職名と共に級分類を調整し統一を図る。</p> <p>4. 職員の給与については、適正化の観点から統一を図る。</p> <p>現職員については、現給を保障し、合併後速やかに給料の格差是正を行う。</p>
	さぬき市	香川県 5 町	57,772人	平成14年4月1日	<p>(1)津田町、大川町、志度町、寒川町及び長尾町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>(2)職員の定数の合計については、現行定数を移行するものとし、市長の事務部局や教育委員会事務部局、議会の事務部局の職員など、各区分毎の定数の割り振りについては、合併時に調整する。なお、合併後は、職員の定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。</p> <p>(3)職員の職名については、合併時に調整する。</p>
	篠山市	兵庫県 4 町	46,325人	平成11年4月1日	<p>(1)篠山町、西紀町、丹南町、今田町及び多紀郡広域事務組合の一般職の職員は、すべての新市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>(2)職員の定数の合計については、現行定数を移行するものとし、各区分毎の定数の割り振りについては、合併時に調整する。なお、合併後は、職員の定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。</p> <p>(3)職員の職名については、合併時に調整し、統一を図る。</p> <p>(4)給与については、町村会準則給料表を基準とし、級別標準職務表は合併時調整し、統一を図る。なお、現職員については、現給を保障する。</p>